

母乳バンク年間契約費に関するご案内：

厚生労働省「周産期母子医療センター運営事業」の活用について

平素より、日本母乳バンク協会の活動に多大なるご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、全国の周産期母子医療センターの NICU において、ドナーミルクの安定的な供給体制を維持するため、各センターの実情に応じて母乳バンクの年間契約を行っているものと承知しておりますが、年間契約費を含め、周産期母子医療センターにおける運営費のご負担が大きいことも十分承知しております。

先般、厚生労働省が発出する「周産期医療対策事業等実施要綱」（医政発 0606 第 3 号 令和 7 年 6 月 6 日）に記載されている「周産期母子医療センター運営事業」において、母乳バンクの年間契約費が対象経費のうち「雑役務費」として取り扱えることを確認いたしました。このため、周産期母子医療センターにおいては、当該事業の対象経費（雑役務費）に母乳バンクの年間契約費を含めることも念頭において申請をご検討いただき、各施設の管轄自治体（都道府県）と調整いただけますと幸いです。

今後も、すべての赤ちゃんに最適な栄養を届けるため、医療機関の皆様とともに安全で持続的な母乳バンク体制を構築してまいります。

引き続きご理解とご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。